



消費生活用製品安全法

をご存じですか？

PSC マーク   のない特定製品は販売できません

○ 消費生活用製品安全法とは・・・

消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害を防止するため、特定製品の製造及び販売を規制し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律です。

○ 「特定製品」指定による安全規制（PSC マーク制度）

「特定製品」を販売するためには、国の定めた技術上の基準に適合した旨の **PSC マーク**が必要とされている制度です。マークのない製品が市中へ出回った時は、国は製造事業者等に回収等の措置を命ずることができます。

○ PSC マークが必要な「特定製品」

規制対象品目には、製造又は輸入事業者に、技術基準に適合している旨の自己確認が義務づけられている「**特定製品**」と、その中でさらに第三者機関の検査が義務づけられている「**特別特定製品**」があります。

	マーク	特定製品の名称	対象となる例
特定製品		家庭用の圧力なべ及び圧力がま	・圧力なべ ・高圧力になる炊飯器
		乗車用ヘルメット	・オートバイ乗車用ヘルメット ・原動機付自転車乗車用ヘルメット
		登山用ロープ	・ザイル
		石油給湯機	・石油給湯機
		石油ふろがま	・石油ふろがま
		石油ストーブ	・石油ストーブ ・石油ファンヒーター
特別特定製品		乳幼児用ベッド	・ベビーベッド
		携帯用レーザー応用装置	・レーザーポインター ・レーザー照準器 ・レーザー光を放出するおもちゃ
		浴槽用温水循環器	・ジェットバス ・24時間風呂
		ライター	・ライター ・多目的ライター（点火棒）

○ 販売事業者の義務

販売事業者は、規制対象の製品に PSC マークが付いていることを確認して販売を行わなければなりません。

これに違反して製品を販売し、又は販売の目的で陳列した者は、1 年以下の懲役若しくは 100 万円以下の罰金に処し、又はこれを併科します。

特定製品を販売目的で陳列・販売する際は、所定の表示が付されているか確認してください。

○ 輸入製品について

消費生活用製品安全法の対象製品を日本に輸入して販売する場合にも、PSC マークが必要です。「レーザーポインター」「ヘルメット」「ライター」等の輸入製品に PSC マークが付いているかご確認をお願いします。

※個人が海外で購入したものと及び中古品を販売する場合でも、規制の対象となる場合がありますので、ご注意ください。

○ その他の制度

そのほか、消費生活用製品安全法には、製品事故が生じたときに事業所が国に事故の状況を報告する製品事故情報報告・公表制度と経年劣化による事故を防ぐための長期使用製品安全点検・表示制度があります。

○ 詳しくは

各制度の詳細は、経済産業省 消費生活用製品安全法のホームページにてご覧いただけます。

【経済産業省】製品安全ガイドホーム ≫ 「事業者のみなさまへ」 ≫ 「消安法 PSC マーク制度/製品事故情報報告・公表制度/長期使用製品安全点検・表示制度」へと順に進んでください。



市民文化部 市民生活安全課
TEL 098-862-9955